

平成16年度財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する意見書

国立大学法人法第35条の規定により準用される独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の平成16年度の決算について監査したところ、適法に処理されており、財務諸表、事業報告書及び決算報告書のとおり相違ないことを確認します。

平成17年6月27日

監事 佐藤公道
監事 山田庸男

